

## 積算内訳書の提出等について

予定価格（税込）が4,000万円以上の工事については、積算内訳書をご用意ください。

積算内訳書の作成方法については、別に掲載の様式により作成し、必ず表紙をつけて下さい

### 電子入札の場合

- ・入札時に積算内訳書の電子ファイルを添付してください。ファイル形式は問いません。その際、押印は不要です。
- ・落札後の来社時に、押印したものをお持ちください。

### 紙入札の場合

- ・入札時に表紙に押印のある積算内訳書を持参して下さい。  
(郵送による入札の場合は入札書に同封してください)

### 【注意事項】

次の場合は入札が無効となりますのでご注意ください。

- 1 積算内訳書を提出しなかった場合
- 2 指定の積算内訳書に準じていない場合
- 3 表紙がない場合
- 4 表紙に記名押印がない場合（電子入札時は押印不要）
- 5 印が公社登録印と相違する場合
- 6 内訳書の各種別又は細別の金額記載がない場合
- 7 入札金額と積算内訳書の内容が不明な場合

落札決定予定者の入札が無効となった場合は、最低制限価格以上で二番目に低い額で応札をした方を落札決定予定者とし、積算内訳書の確認を行います。なお、積算内訳書の記載内容に基づく契約上の効力は、発生しません。